

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

**新潟県教育委員会規則第1号**

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則

新潟県立文書館規則（平成4年新潟県教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(開館時間) <b>第2条</b> 文書館の開館時間は、午前9時30分から <u>午後5時まで</u> とする。  2 (略)	(開館時間) <b>第2条</b> 文書館の開館時間は、午前9時30分から <u>午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び12月28日は、午後5時までとする。</u>  2 (略)
(休館日) <b>第3条</b> 文書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日（その日が <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> に当たるときを除く。） (2)・(3) (略) 2 (略)	(休館日) <b>第3条</b> 文書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日（その日が <u>祝日</u> に当たるときを除く。）  (2)・(3) (略) 2 (略)

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。